

アージラン液剤
(アシュラム液剤)

登録番号: 第12006号

適用拡大の概要

＜適用作物の追加＞

・作物名「飼料用さとうきび」を追加する。

＜使用方法、適用地帯の変更＞

・作物名「水田作物(水田畦畔)」の使用方法「雑草茎葉散布(全面処理又は局所処理)」を「雑草茎葉散布」に変更し、適用地帯「近畿以西」を「一」に変更する。

(下線部が変更点)

作物名	適用場所	適用雑草名	使用時期	希釈倍数又は使用量	使用液量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	アシュラムを含む農薬の総使用回数
飼料用さとうきび	—	一年生雑草 多年生雑草	雑草生育期 (草丈15cm以下)但し、収穫30日前まで	800~1000 mL/10a	150~ 200L/10a	3回以内	雑草茎葉散布	—	3回以内
水田作物(水田畦畔)	水田畦畔	一年生雑草 キク科、タデ科の多年生雑草	雑草生育期	1500~3000 mL/10a	100~ 200L/10a	3回以内	雑草茎葉散布	一	3回以内

＜使用上の注意事項の変更・追加＞

飼料用さとうきびの追加及び、使用上の注意事項の適切な表記にするため(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(14)を下記のとおりとする。

(8) さとうきび及び**飼料用さとうきび**に使用する場合は、次の事項に注意すること。

(9) 牧野・草地で使用する場合は、下記の事項に注意すること。

②夏期(7~8月中旬)のギンギン類対象の全面散布は牧草に薬害を**生じる**おそれ

(10)桑に使用する場合は、下記の事項に注意すること。

①全面散布の場合、桑葉のある時期は薬害を**生じる**ので使用をさけ、桑の発芽前または夏(春)切り後に土壌表面に均一に散布すること。なお、部分的に多量に散布すると薬害を**生じる**おそれがあるので注意すること。

②多年生雑草を主対象として雑草の生育期に局所散布する場合は、茎葉にかからないように十分注意して雑草の茎葉に散布すること。なお、高濃度液散布のため、桑株の近くの土壌に薬液が多量に落下すると桑の根から吸収されて薬害を**生じる**ことがあるので、なるべく雑草の茎葉から薬液がしたり落ちたりすることのないように雑草の大きさや密度により散布液量を加減し、茎葉だけに付着するように散布すること。

(11)造林地の下刈りに使用する場合は、下記の項目に注意すること。

①本剤がすぎにかかると薬害を**生じる**ことがあるので、なるべくかからないように注意して散布すること。

②本剤が農作物にかかると、薬害を**生じる**ので、農耕地の近くで散布する場合はなるべく風の弱い日に散布するなど薬液を飛散させないように十分注意すること。

(12)畦畔に使用する場合は、下記の項目に注意すること。

①法面への散布は**さける**こと。

③薬剤が水田に飛散、流入しないように散布すること。

(14)公園、庭園等に使用する場合、特に以下のことに注意すること。

③水源地等に本剤が飛散、流入しないよう十分注意すること。